

議案第 6 3 号

八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（令和 5 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改める。

改正後			改正前				
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）				
項	執行機関	事務	項	執行機関	事務		
1	市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 号）に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	1	市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 号）に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		
2	市長	八幡浜市子ども医療費助成条例（平成 1 7 年条例第 1 2 1 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの					
3	市長	八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例（平成 1 7 年条例第 1 2 3 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの					
4	市長	八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例（平成 1 7 年条例第 1 2 8 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの					
5	市長	八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成に関する条例（令和 4 年条例第 6 号）による不妊治療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの					
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）				
項	執行機関	事務	特定個人情報	項	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）	1	市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	（略）
2	市長	八幡浜市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報という。」）				

[illegible]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人番号を利用する独自利用事務に、健康保険情報の確認事務等を追加することに伴い、所要の改正を行うため。